

新潟県・新潟医学振興会臨床研修医奨学金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は新潟県内で医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受ける研修医又は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）において医学を履修する課程の第6学年に在学する者で、臨床研修修了後、県内で医師として勤務しようとする者に対し、新潟県及び公益財団法人新潟医学振興会（以下「財団」という。）が資金を拠出し、財団が支給する臨床研修医奨学金（以下「奨学金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱でいう奨学生とは、公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下「理事長」という。）が奨学金の支給を決定した者をいう。

(支給額)

第3条 奨学金の支給額は月額5万円とする。

(支給期間)

第4条 奨学金を支給する期間は次の各号のとおりとし、臨床研修を受ける期間や在学期間が正規の期間を超える場合であっても支給する期間は延長しない。

(1) 臨床研修を受ける研修医

臨床研修を修了するまでの2年間

(2) 大学において医学を履修する課程の第6学年に在学する者

大学在学期間及び臨床研修1年目までの2年間

(願書の提出及び決定)

第5条 奨学金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。また保証人2人を立てなければならない。

(1) 臨床研修を受ける研修医

ア 奨学生願書（臨床研修医用）（別記第1号様式）

イ 所属する臨床研修病院からの推薦状（別記第2号様式）

(2) 大学において医学を履修する課程第6学年に在学する者

ア 奨学生願書（医学生用）（別記第1号様式の2）

イ 在学証明書

ウ 学業成績表

2 理事長は、前項の願書を受理したときは、書類の審査及び面接等による選考を行い、その結果を文

書により願書提出者に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第6条 前条第2項の規定により奨学金を支給する旨の決定通知を受けた者は、速やかに誓約書（別記第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

(支給の方法)

第7条 奨学金は支給年度の四半期毎の最初の月（4月、7月、10月、1月）に支給するものとする。

2 支給初年度の奨学金は、奨学生の選考後に到来する直近の支給月に当該年度の4月からの奨学金を合算した金額を支給するものとする。

(支給の停止及び休止)

第8条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の支給を停止するものとする。

(1) 退学したとき

(2) 県内で臨床研修を受けなくなったとき。

(3) 心身の故障のため臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(4) 奨学金の支給を受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき

(6) その他奨学金支給の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 理事長は、大学において医学を履修する課程に在学している奨学生が留年若しくは休学し、又は停学の処分を受けたときは、留年若しくは休学し、又は停学の処分を受けた日の属する翌月から進級又は復学した日の属する月の分まで奨学金の支給を休止するものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに支給された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が進級又は復学した日の属する月の翌月以降の分として支給されたものとみなす。

3 理事長は、奨学生が医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第16条第2項の規定により臨床研修を中断したときは、中断した日の属する翌月から臨床研修を再開した日の属する月の分まで奨学金の支給を休止するものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに支給された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が臨床研修を再開した日の属する月の翌月以降の分として支給されたものとみなす。

4 災害、疾病その他やむを得ない事由により支給を休止、再開する場合の取扱いについては、前2項の規定を準用する。

(臨床研修修了報告書の提出)

第9条 奨学生は、県内での臨床研修が終了した月の翌月末日までに臨床研修修了報告書（別記第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第 10 条 奨学生は、県内での臨床研修修了後、直ちに県内の医療機関に医師として勤務し、2年間在職するものとする。

(臨床研修修了後2年間の報告書の提出)

第 11 条 奨学生は、前条に定める県内医療機関での2年間の勤務が終了した月の翌月末日までに臨床研修修了後2年間の報告書(別記第5号様式)を理事長に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、財団から支給を受けた奨学金の返還は必要ないものとする。ただし、大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得しなかったときは、この限りではない。

- (1) 第10条に定める義務を履行したとき。
- (2) 臨床研修期間中又は県内の医療機関に在職期間中に死亡したとき。
- (3) 業務に起因する心身の故障のため勤務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、奨学生が第8条第1項第1号から第4号及び第6号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学生は、その事由が生じた日から1月以内に、財団から支給を受けた奨学金と同額の金額を財団に返還しなければならない。

3 奨学生が第10条に規定する2年間の勤務義務期間中に県内医療機関で勤務しなくなった場合、奨学生は、当該事由が生じた日から1月以内に、県内医療機関で勤務しない月数に5万円乗じて得た金額を財団に返還しなければならない。なお、1日でも勤務した事実がある月については、当該月は勤務した月とみなすものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第 13 条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当し、特に必要と認めるときは、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第10条に規定する県内の医療機関に在職又は医療分野に従事しているとき。
- (2) 出産、県外研修その他やむを得ない理由により事前に理事長の承認を受けて義務履行期間を停止しているとき。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(延滞利息)

第 14 条 奨学生は、正当な理由がなく、第12条第2項又は第3項に定める期限までに貸与を受けた奨学金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

(書類の提出)

第 15 条 奨学生は、理事長が別に定めるところにより、学業成績表、現況報告書その他理事長が必要

と認める書類を提出しなければならない。

(理事長への委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。